

協議体の役割について

東久留米市福祉総務課福祉政策係長 芹澤
さま

2016年9月27日

清瀬市地域包括ケア推進課

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置**することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。
※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。
※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
 - コーディネーター
 - 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)
- ※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

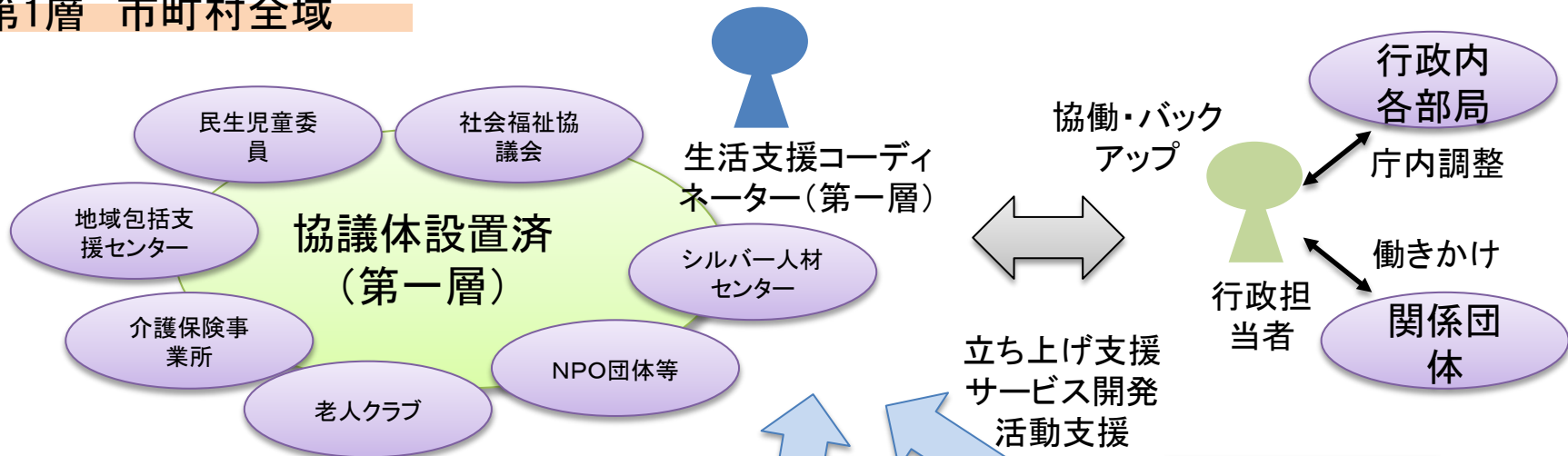
■「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドラインにおける位置づけ

第1層・第2層協議体とは

取組	第1層	第2層	第3層
① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起	<u>区市町村区域</u> で①～⑤を中心に行う機能	日常生活圏域（ <u>中学校区域</u> 等）で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能	——
② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ			
③ 関係者のネットワーク化			
④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一			
⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）			
⑥ ニーズとサービスのマッチング	——	<u>個々の生活支援、介護予防サービスの事業主体</u> で、利用者と提供者をマッチングする機能	

■ 協議体・コーディネーターの配置・役割等のイメージ

第1層 市町村全域



第2層 日常生活圏域

